質問に先立ち、令和 8 年熊本地震及び 8 月の千葉豪雨でお亡くなりになった方々に謹んで哀悼の意を表します。あわせて、石川、富山、福井をはじめ大雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに被災地の一日も早い復旧と復興をお祈りいたします。公明党議員団を代表して、大きく 3 点について質問をいたします。

初めに滝野川第三小学校における火災の対応について伺います。

6 月 19 日に発生した区立滝野川第三小学校の火災により心理的な被害を受け、あわせて負傷された児童ならびに保護者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、火災現場における教職員のとっさの判断で児童の命を守って頂いたこと、その後状況が刻一刻と変化する中、区長・教育長を先頭に教育委員会をはじめ区職員の皆様がこれまで一丸となって不眠不休でご苦労され、迅速にご対応されていることに厚く感謝と御礼を申し上げます。そのうえで、大惨事になりかねなかった学校での火災の教訓を共有し、子ども達の命を守る対策を一層強化していかなければなりません。

今回の火災において区からは「事実を極めて重く受け止めている」とのコメントの発表がありましたが、区長及び教育長として今回の火災に対しどのように責任を取っていくのか見解をお聞かせください。

9 月 1 日より、仮移転先として旧清水小への通学が始まっていますが、保護者の皆様からは、学区内にある滝野川分庁舎の活用を望む声が多くありました。滝野川分庁舎の活用がなぜできなかったのか、旧清水小以外の選択肢はなかったのか、その理由をお示しください。併せて移転先である旧清水小学校の安全対策はしっかり出来ているのか、まだ始まったばかりですが、バス通学は問題なく行われているのか、お答えください。

また、滝野川第三小学校を建て替えることによる区の財政への影響及び今後の改築事業やリノベーション事業への影響について区の見解を伺います。

次に建替えの工法について伺います。従来の学校建築では設計事務所が設計し、別の建設会社が工事する設計施工分離方式が一般的ですが、工期を短縮するためには設計と施工を一括して発注する設計施工一体方式で行う必要があると考えます。区としてはどのような方式を用いる考えなのかお示しください。設計施工分離方式と設計施工一体方式、それぞれのメリット、デメリット、課題、コスト比較についてもあわせてお示しください。

また、従来の学校建替えにおいては、地域住民の方や保護者の意見を取り入れ開かれた学校づくりを行ってきました。今回スピード重視の工法を採用するのであれば、どのように合意形成を行っていくのかお示しください。

次に避難訓練について伺います。文部科学省は 6 月 26 日、全国の教育委員会などに対し、学校における防火設備の点検や実践的な避難訓練の実施を求める通知を出しました。それを受け豊島区では、区立小学校の教職員を対象に救助袋を使った避難訓練を実施しているとの報道がありました。北区でも当然実施すべきと考えますが、いつ頃の実施を検討されていますか。

そのうえで今後は、より実効性のある訓練を実施していく必要があると考えますが区の見解をお聞かせください。

学校で火災が起こるケースは珍しくなく、消防庁によると昨年は208件に上っています。まずは各学校で防火設備の作動を確認するほか、作成が義務付けられている危機管理マニュアルで初期消火や避難の手順といった対応に問題がないか安全対策の徹底した点検が必要です。
今回の火災は、普段は火の気のない音楽準備室から出火しました。滝野川第三小学校では給食室など火を扱う場所からの出火を想定した避難訓練は定期的に行っていましたが音楽室付近は想定外だったとしています。しかしながら、コンセントにつないだままの電化製品や水の入ったペットボトルなど思わぬものが出火の原因となる事例があります。火元になるようなものがないか、日頃からチェックするとともに、どの場所で火災が起きても対応できるようにしておくことが重要です。
北区では6月22日に教育長名で区内公立校園に安全点検に関する文書を発出して点検させたほか、すべての区有施設において、防火体制に係る届出状況を確認するとともに、安全性の確保を目的として、緊急点検チェックシートを用いた点検をおこなっていると伺いましたが、点検の結果、改善すべき点があったのかお示しください。
避難方法として、例えば「すべり台型の避難器具」は、階段の使用が難しい場面でも、安全に、そして迅速に避難できると注目されています。
はしごや階段などの避難設備では対応が難しいケースや、より迅速な降下を求められる場面において、すべり台型の器具は有効な選択肢と考えます。
すべり台型の避難器具は、特にご年配の方や小さなこども、体の動きに不安のある方が利用する施設に適しており、その安全性と操作のしやすさから保育園・幼稚園・福祉施設・病院・高齢者向け住宅など多くの施設で導入が進められています。
そこで小学校にも「すべり台型の避難器具」を設置するなど避難器具の見直しも含め、ハード・ソフト両面から対策を検討する必要があると考えますが、見解をお聞かせください。
次に再発防止策について伺います。区では9月頃に外部有識者等を含む検証会議を設置し、年度末を目途に再発防止策を取りまとめると聞いています。今回判明した防火管理体制や施設管理、情報共有等の課題について、単に是正するだけでなく、区立学校全体の共通課題として整理し、実効性のある再発防止策を講じるべきと考えます。
検証会議での検討結果を、全区立学校の安全管理や危機管理体制の改善にどのように反映していくのか、区の見解をお聞かせください。
今回、学校内に教材等だけでなく私物の電気製品や電源タップ等が置かれ、学校として十分に把握できていなかったことが明らかになりました。
今後、学校施設内の物品・電気設備・火気使用場所等について、定期的な点検とチェック体制を強化するとともに、教職員の防災意識の向上のための取組みや、改めて服務に関する研

修などを実施していく必要があると考えますが見解を伺います。
今回の火災により、児童は学習環境の変化だけでなく、心理的な不安も抱えていると考えます。神経症性障害の一つである心的外傷後ストレス障害（PTSD）は、通常は数週間から 6 か月以内の潜伏期間を経て症状が発現すると言われており、大規模災害などでの平均的な PTSD の発症率は約 10%と考えられています。
旧清水小学校において心のケアを継続するとともに、児童が安心して学び、友達と交流できる教育環境をどのように確保していくのか伺います。
その上で、今回の火災を「再発防止」だけで終わらせるのではなく、学校の安全管理を見直す大きな機会と捉え、児童がより安心して、より快適に学べる学校づくりにつなげることが重要です。
区長、教育長として、今回の教訓を今後の学校施設の安全対策と教育環境の向上にどのように生かしていくのか、決意を伺います。

次に建替えに関わる影響について伺います。
　現在滝野川第三小学校は私の地元自治会の震災時の指定避難所になっており、高台水害対応避難場所にも指定されております。建替え工事の間、この避難所がどうなるのか地域から不安の声が聞かれます。近隣の私立高校などを活用できるように交渉し、避難所を確保するよう求めますが、いかがでしょうか。
また、令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの間、樫の木幼稚園が園舎改築工事のため、休園中の北区立たきさん幼稚園園舎に仮移転していますが、影響はないのか伺います。
最後に、一番の願いは一日も早く児童が元の滝野川第三小学校の場所に安心して戻れることです。区として今後の見通しをどのように考えているのか、お聞かせください。

次に特別養護老人ホーム桐ケ丘やまぶき荘の大規模改修について伺います。
　公明党議員団は、特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘大規模改修工事に係る予算案及び契約議案について、区から示された説明や資料に基づき、必要性や内容を妥当なものと判断し、賛成してきました。また、入札契約手続きについても、関係法令等に基づき適正に執行されているとの区の説明を前提として判断を行ってまいりました。
　一方、新聞報道において「北区工事で過大見積か」といった見出しのもと、本工事の積算内容や工事費の妥当性に関する記事が掲載され、その内容について区民の皆様から問い合わせや心配の声が寄せられています。報道で提起された論点については、行政として客観的な検証を行い、その結果をわかりやすく説明する責任があると考えます。
具体的に過大積算、過小積算とは何だったのか、なぜそのようなことになったのか、お示しください。
また、工事の入札予定価格及び落札価格の妥当性についてはどのように考えているのか、お答えください。

1個約4万円の消火器ボックスが「145万円」、1メートル約800円の白線引きが「約10万円」など、専門知識がなくても一目でおかしいとわかる破格の単価がそのまま見過ごされ、結果として建築工事の予定価格に巨額の過大見積もりが含まれていました。なぜ、営繕課や契約管財課といった専門部署の職員が複数名でチェックを行っていながら、誰もこの異常に気付かなかったのでしょうか。チェックフローと、誰も見抜けなかった根本的な原因について、区長の明確な見解を求めます。

今回の原因の背景の一端に業務の複雑化と職員一人あたりの業務量増大の問題があると考えますが、いかがでしょうか。総務省調査では、令和6年度にメンタル不調で1か月以上休暇・休職した地方公務員は約5万人、職員の約1.5%にのぼるとあります。中堅・若手層の離職や休職が増え、人が減り、残った職員の業務過多が生じさらに離職という悪循環が指摘されています。DXを活用した業務の効率化を図り、メンタルヘルス研修や相談窓口の整備、長時間労働の是正など、ケア体制強化も進められていますが、職員の人材確保、働き方改革について区はどのように進めているのか伺います。

次に、本件発覚後の区の対応について伺います。区は「精査した結果、過小見積もりの項目もあり、修正後の予定価格は実際の落札額を上回っている。したがって契約金額は適正であり、損害は発生していない」として、現行契約のまま工事を続行する判断を下しました。しかし、この論理は到底、区民の理解を得られるものではありません。「総額が予定価格内だからよい」という説明だけでは不十分です。
不適切な単価に基づく予定価格を前提に入札が行われたのであれば、問題は総額の範囲内に収まったかどうかではありません。積算の前提が適正でなければ、入札参加者に示された競争条件そのものの公平性が損なわれ、入札制度の公正性と透明性に対する信頼を損ないます。予定価格の持つ意味や公金管理に求められる説明責任は重くとらえなければならないと考えます。
今回の事態が行政、そして入札制度への信頼をどれほど揺るがせたのか、その点を区としてどのように受け止めているのかお答えください。
さらに、北区の大型公共工事における入札のあり方について伺います。本工事の入札経緯をみると、当初は5件中3件が不調となり、条件緩和や予定価格の見直しを経て再入札が行われています。また、これまでにも北区の大型案件では、落札率が99%や100%に極めて近いケースが散見されるとの指摘がなされてきました。積算の段階でこれほど不適切な価格設定が行われていれば、適切な競争原理が働くはずがありません。それどころか、積算の不透明さが「不調の頻発」や「異常な高落札率」を招く一因になっていたのではないかという懸念が生じるのは当然です。今回の事案を踏まえ、北区における大型公共工事の入札制度は、公正性、競争性及び透明性の観点から適切に機能していると考えているのか、区の

見解を伺います。
最後に、今後の再発防止策について伺います。区は「職員のチェック能力向上」や「異常な単価を検知するデジタルツールの導入」を掲げています。しかし、ツールの導入だけで終わらせては意味がありません。どのようなシステムを、いつまでに構築し、どのように運用の実効性を担保するのか。二度とこのような不適切な発注を繰り返さないための、具体的なロードマップと区長の決意を伺います。

次に、区民生活の利便性向上のために 3 点伺います
　初めに令和 6 年の予算特別委員会でも質疑させて頂きましたが改めて宅配ボックス助成について伺います。
インターネット通販の利用が広がり、宅配便の需要が高まっていますが、支え手となる宅配ドライバーは不足が続いており、サービスの維持へ配送の一層の効率化が欠かせません。
国土交通省は 2025 年、玄関先などに荷物を届ける「置き配」を宅配便の標準サービスに追加する方針を決めました。
ドライバーの負担軽減に必須なのが、不在などによる再配達の削減です。再配達による配送コストや環境負荷の増加を抑えるためにも対策が急がれます。
置き配は利用者が不在時だけでなく、在宅で手が離せない場合などにも荷物を受け取れる利点があり、再配達を大幅に減らす方法として期待が大きい一方で、荷物の盗難や破損、誤配、伝票に記載された個人情報の流出といった懸念から、不安を覚える人は少なくありません。
そこで必要とされるのが宅配ボックスの設置です。宅配ボックスを設置することにより、宅配での再配達を抑制させ、物流における温室効果ガス排出削減を図ることは環境問題対策としても効果的であると考えますが区の見解をお示しください。
例えば板橋区の「宅配ボックス導入助成事業」は、区内の戸建・集合住宅・事業所で宅配ボックスを設置する際、費用の一部を補助する制度で、区内にある建物への宅配ボックス新設が対象となっており、戸建・アパート・マンション・事業所いずれも想定されています。戸建住宅・事業所に施工する場合、補助対象経費の 10 分の 3 で上限 3 万円、集合住宅に施工する場合、補助対象経費の 10 分の 3 で上限 10 万円となっています。
　北区としても板橋区のような宅配ボックス導入助成事業は、環境対策、居住環境の向上、防犯対策を一体的に進める施策として有効であると考えます。今後、先行自治体の実績や課題を十分に検証し、北区における制度化を求めますが区の見解をお聞かせください。

次に小 1 の壁について伺います。
保育所から小学校への進学をきっかけに、働く親が子どもの預け先に困る「小 1 の壁」。共働き世帯が増える中、社会の変化に対応した取り組みが急がれます。
小 1 の壁は、保育所に比べて子どもを預けられる時間が短くなることで生じる問題です。

保育所の多くは午前 7 時台から子どもを預けられる一方、小学校の登校時間は 8 時以降が一般的で、対応できない保護者は子どもを家に残して先に出勤したり、子どもが開く前の校門近くで待つといったケースが生じています。小学校への進学は、人間関係の規模が大きくなり、勉強という新たな習慣も始まるなど、環境変化により子どもにもストレスがかかりやすい時期です。加えて、保護者が不在で 1 人の時間が増える場合、安全面だけでなく精神面で不安定となることが懸念されます。
本年の予算特別委員会における我が会派の質疑の中で豊島区が昨年 4 月から全区立小学校で実施している朝の見守りサービスを紹介させて頂きました。これは学校の用務員が校内で子どもを見守る体制です。
他にも三鷹市では令和 5 年度に、シルバー人材センターと連携した登校前の見守りを始め、市立小学校全 15 校の校庭などを活用し、午前 7 時 30 分から子どもを受け入れています。見守りは 1 校当たり 2 人 1 組で対応し、5〜6 人のチームでローテーションを組む体制となっています。

また、調布市では小 1 の壁解消に向け、「みまモーニング」事業を行い、午前 7 時 30 分から 8 時 15 分まで、各校で登校前の児童を受け入れ、令和 8 年 1 月末時点で試行校は 10 校に広がっています。見守りは市内の大学生や地域住民が担い、各校 3 人体制で運営されています。また、市教育委員会では、この活動を教員志望の学生にとっての実践の場としても位置付けています。

予算特別委員会の答弁では、「シルバー人材や用務員に担ってもらっても、実際問題として校長、副校長が学校を開けており、トラブルがあった際には、それが学校現場に持ち込まれているのが実情」とのことでした。
我が会派としても教員が鍵開け、見守り、受付を担う運用は避けるべきと考えています。まずは、入学後の就労継続にどのような不安があるのか、何時からの預かりが必要なのかといった点について、就学前児童の保護者を対象に実態を把握しておく必要があると考えますが区の見解をお聞かせください。その結果をもとに朝の開始時間や人員の配置、場所選定の検討などを進めるよう求めますがいかがでしょうか。
教員の負担を増やさず朝の居場所を確保するには、学校が直接預かるのではなく、既存の地域連携の仕組みを活用し、外部人材による見守り体制を整える方法が現実的です。具体的には、警備会社への委託、シルバー人材センターの活用、地域住民や団体との連携を組み合わせ、受付や見守りを担う体制を構築するよう提案しますが区の見解をお聞かせください。

併せて保育機能を前面に出すのではなく、子どもの安全確保を目的とした見守り事業として制度設計を行い、モデル校で運用面やニーズを検証したうえで、段階的に全校展開していくことを提案しますがいかがでしょうか。

最後にひきこもり支援について伺います。

「VUCA（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）の時代」と言われる昨今、先行き不透明で変化の激しい状況に、将来への不安を感じている人が多くいます。さらに、社会との関係が弱まる孤立は、不安な心をさらに深刻化させ、大きな社会的損失を招いていると言われています。

北区では 2023 年より想いを分かち合い、情報を交換し合える場所としてみんなの居場所を開催しています。スタッフはピアサポーター（経験者・家族）が務め、専門職に相談できる相談コーナーも実施しています。しかしながら、いまだ支援につながらない孤立状態にある当事者・家族が潜在化していると考えられます。支援を求めていながら潜在化している方々をどのように把握していこうと考えているのか区の見解をお聞かせ下さい。

区では「北区ひきこもり支援プラットフォーム」において、今後の支援の在り方などの検討を進めるにあたり、支援のニーズ等を把握することが確認され、これに基づき令和 6 年 12 月 9 日から令和 7 年 1 月 17 日まで「ひきこもり把握のための支援者への調査」を実施しました。対象は日常的な相談等の中で、「ひきこもり」に関連する相談も受けている相談員や実際に「ひきこもり」の支援を担当する支援員など 700 名程度。

調査内容としては、今後の支援の在り方を検討する際に必要な事項である相談等で把握した「ひきこもり」の件数や実態、家族等の悩み、アウトリーチ等の成功事例などです。

この調査を受けて、見えてきた課題及びその結果具体的にどのような取組みを行ったのかお示しください。

そのうえで以前から要望しておりますが、全区民を対象としたひきこもりの実態調査の実施を改めて要望しますがいかがでしょうか。

例えば板橋区では、ひきこもりに関することで悩みや不安を抱えている方への支援施策を検討していくための基礎資料を得ることを目的として、令和 4 年 9 月から 10 月にかけて「板橋区生活状況に関する調査」を実施しました。このような調査を行うことで地域特性なども知ることが出来、より適切な支援へと繋げることが可能となると考えますが区の見解をお示しください。

また北区では現在ひきこもりの相談窓口が健康支援センター、くらしと仕事相談センター、北区ひきこもり電話相談と一本化されていないため、利用者としては分かりづらい状況になっています。そこで窓口を一か所にまとめるよう求めますが、いかがでしょうか。

ひきこもり家族会の皆様に担っていただいている電話相談は、現在、毎月第 3 日曜日に実施されていますが、月 1 回では予定が合わず利用できない方もいると考えられます。

そのため、相談機会の確保という観点から、まずは試行的にでも月 2 回へ増やすよう求めますが見解を伺います。

また周知がまだまだ不足していると考えます。例えば豊島区ではひきこもり支援専用ホー

ムページ（豊島区ひきこもり情報サイト）を設置しており、容易に情報に繋がることが出来ます。そこでは「電話相談」「メール相談」「オンライン相談」「訪問相談」「来所相談」の５つの相談方法の選択肢があります。北区でも豊島区を参考にひきこもり支援専用サイトを設置すべきと考えますがいかがでしょうか。

次にひきこもりサポーター養成講座について伺います。北区では昨年 7 月からひきこもりサポーター養成講座を開始していますが、受講修了者が現在どのような場面で活動しているのか、たとえば相談支援の補助、居場所活動の運営補助、家族会や地域見守りへの参加など、具体的な活用事例と人数をお示しください。

現在、福祉・教育分野等においてエンパワーメントの理念が注目されています。これは本人の力や強みを引き出し、主体的な生活を支える理念と実践を指します。当事者を「支援してもらう人」ではなく、対等なパートナーとして見る考え方であり、単に外からの励ましによって応援するのではなく、個人が本来備えている力を引き出すことに焦点をあて、本人が自らの力で立ち上がることを目指すアプローチです。そこで大事な点は、「助ける側」と「助けられる側」という縦の関係ではなく、対等な横の関係性（パートナーシップ）を築くことにあります。

例えばこのような伴走型支援の担い手としてひきこもりサポーターを活用することを提案しますがいかがでしょうか。

以上で質問を終了します。ご清聴ありがとうございました。